平成２５年（フ）第１２号
京都府京丹後市峰山町新治720番地の１
債務者　中村美佐緒
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５号
香川県丸亀市幸町２丁目６番18―301号　ベストハイツ
債務者　土田　章雄
１　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２１号
香川県丸亀市土器町東９丁目291　香川県立丸亀病院、住民票上の住所香川県さぬき市志度970番地24
債務者　阿部　智美
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第２８号
長崎県長崎市緑が丘町13番46―103号
債務者　浦田　紀光
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1093番地５―203号
債務者　嶋田　裕子
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
長崎県長崎市戸町２丁目173番地67
債務者　内野たか子
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
長崎県長崎市立岩町18番３号、旧住所長崎県長崎市花園町24番16号
債務者　前田希美恵
１　決定年月日時　平成25年３月29日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目12番22号　Ｃ―３
債務者　山内　　登
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８１号
沖縄県那覇市松山２丁目12番10号　サンエスビル１　301
債務者　與坂　　満
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８２号
沖縄県那覇市松山２丁目12番10号　サンエスビル１　301
債務者　與坂　洋子
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第９９号
沖縄県島尻郡座間味村字座間味62番地２　喜久里アパート201号室
債務者　立山　正人
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０７号
沖縄県浦添市内間５丁目１番17―406号　ハピネスかしん
債務者　阿波根太一
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１０８号
沖縄県豊見城市字嘉数134番地２　東海産業アパート106号
債務者　豊里　　治
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１１０号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―2022号　共同住宅
債務者　比嘉美智枝
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１２８号
仙台市若林区遠見塚３丁目７番23―101号
債務者　丹野　祐子
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森町85番地町営大森Ｃ住宅224号
債務者　遠藤　　強
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１３号
宮城県気仙沼市九条333番地19
債務者　大森　誠也
１　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部